

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成22年1月28日

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号

(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。
東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【縦覧に供する場所】 東日本ハウス株式会社 札幌支店
(北海道札幌市西区二四軒三条四丁目1番8号)

東日本ハウス株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)

東日本ハウス株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目3番地1)

東日本ハウス株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)

東日本ハウス株式会社 大阪南営業所
(大阪府堺市西区浜寺船尾町西五丁68番)

株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長成田和幸は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価の基準日

内部統制の評価の基準日は平成21年10月31日であります。

(2) 評価の基準

わが国において一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価の手続

内部統制の有効性に関する評価について、次のとおり実施いたしました。

全社的な内部統制の評価手続

評価対象とする重要な事業拠点に対して、当グループでの財務報告に重要な影響を及ぼす内部統制の基本的要素ごとに整備及び運用評価を行いました。

業務プロセスに係る内部統制の評価手続

全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする重要な事業拠点における業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該要点について整備及び運用の評価を行いました。

(4) 評価の範囲

当グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定いたしました。また、当該重要性は金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制の評価を行う重要な拠点を合理的に決定いたしました。

具体的範囲は以下に記載したとおりであります。

全社的な内部統制の有効性の評価につきましては、当社と連結子会社1社を評価範囲といたしました。なお、その他の連結子会社5社及び持分法適用非連結子会社1社につきましては、金額的及び質的影響の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価につきましては、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としております。業務プロセスに係る有効性の評価にあたりましては、選定した事業拠点の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る主要プロセスを評価対象といたしました。

3 【前事業年度に発生した「不適切な会計処理」に係る内部統制活動について】

前事業年度に発生いたしました「不適切な会計処理」に関する再発防止策運用の業務プロセスを、内部統制活動の評価対象といたしました。

4 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年10月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

5 【付記事項】

該当事項はありません。

6 【特記事項】

該当事項はありません。